○豊島区生涯学習推進協議会条例

平成 17 年 7 月 19 日 条例第 39 号

(設置)

第1条 豊島区における総合的文化行政を推進し、生涯学習社会を形成するため、区長の附属機関として、豊島区生涯学習推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

- 第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。
- (1) 区長の諮問に応じ、総合的文化行政の推進に関する必要な事項について調査・研究し、答申すること。
- (2) 生涯学習社会の形成に関する必要な事項を区長に建議すること。
- (3) 生涯学習に関する計画の策定に関して、意見を述べること。
- (4) その他生涯学習に関する事項について、区長に対し意見を述べること。

(組織)

- 第3条 協議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員をもって組織する。
- (1) 学識経験者 5人以内
- (2) 生涯学習関係団体及び文化関係団体の構成員 4人以内
- (3) 豊島区の区域内に住所又は勤務先を有する者 3人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。
- (豊島区社会教育委員の設置に関する条例の廃止)
- 2 豊島区社会教育委員の設置に関する条例(昭和44年豊島区条例第14号)は、廃止する。

○豊島区生涯学習推進協議会規則

平成 17 年 10 月 26 日 規則第 125 号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊島区生涯学習推進協議会条例(平成17年豊島区条例第39号)第5条の規定に基づき、豊島区生涯学習推進協議会(以下「協議会」という。)の運営等について必要な事項を定めることを目的とする。

(会長及び副会長)

- 第2条 協議会に、会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。
- 4 会長は協議会を代表し、会議を主宰する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(招集)

第3条 協議会は、会長が招集する。

(定足数及び表決数)

- 第4条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 2 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 (意見等の聴取)
- 第5条 協議会は、必要があると認めるときは委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は公開を原則とする。ただし、協議会が必要と認めたときは、非公開とすることができる。 (庶務)

第7条 協議会の庶務は学習・スポーツ課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、区長が定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。